

3月定例会議予定表

月日	会議名	内容
2月17日(木)	本会議(初日)	議案審議など
3月1日(火)	総務委員会	付託案件審査など
3月2日(水)	環境建設委員会	
3月3日(木)	福祉文教委員会	
3月8日(火)	本会議(2日目)	
3月9日(水)	本会議(3日目)	一般質問
3月10日(木)	本会議(4日目)	
3月11日(金)	本会議(5日目)	
3月15日(火)	予算特別委員会	付託案件審査など
3月16日(水)	予算特別委員会	
3月17日(木)	予算特別委員会(予備日)	
3月25日(金)	本会議(最終日)	委員長報告、議案審議など

\*午前9時30分から開会します。会議の日程等は、変更になる場合があります。事前にお問い合わせください。

市議会3月定例会議

問合せ 議会事務局

粗大ごみ再利用促進のため、(株)ジモティーと協定を結びました



使用可能な家具などを地域中の必要な方にインターネットで譲り渡す取組を行う「(株)ジモティー」と協定を結びました。

市内では、年間約1万3千件の粗大ごみが排出されていて、その中には使用可能なものもあります。市では、使用可能なものを廃棄せず、再利用(リユース)する取組を推奨しています。今後、協定に基づくごみの減量などの取組を実施していきますので、引き続きごみ削減やジモティーの利用方法については、市ホームページをご覧ください。



▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

指定管理者選定委員会の市民委員募集

市民サービスの質の向上と経費の削減を目的に、体育施設、文化施設、社会福祉施設などで指定管理者制度を導入しています。指定管理者の選定に当たっては、あきる野市指定管理者選定委員会を設置し、市長などの諮問に応じた調査、審議を行っています。

▽対象 市内在住・在勤・在学の20歳以上の方(4月1日現在)
▽募集人数 1人
▽任期 4月1日から2年間

▽謝礼 1回9500円(年3回程度)
▽応募方法 3月14日(必着)までに、「市の施設の管理・運営に期待すること」をテーマにした作文(1200字程度)と応募用紙に必要事項を記入の上、郵送するか直接窓口にお持ちください。
▽応募用紙は、企画政策課窓口で配布しています(市ホームページからもダウンロードできます)。

高額介護合算療養費の申請書を送付します



高額介護合算療養費は、健康保険と介護保険の1年間の自己負担額(※1)の合計が、世帯(※2)で限度額(表)に500円を超えた部分の金額が、それぞれの保険から支給されるものです(健康保険と介護保険のいずれかの自己負担額が0円の場合は対象外)。対象期間は、令和2年8月から令和3年7月までです。申請先は、令和3年7月31日時点で加入していた健康保険です。

いる家族が対象
申請書送付の対象 市の国民健康保険か東京都後期高齢者医療保険に加入し、支給が見込まれる方
※詳しくは、送付する案内を確認してください。
▽送付時期
●国民健康保険：2月中旬頃
●後期高齢者医療保険：3月中旬頃
※該当すると思われる方で、申請書が届かない方は、連絡してください。
▽対象期間中に転入、退職などで健康保険・介護保険が変わった方 申請書が届かない方も、以前加入していた健康保険・介護保険の自己負担額によっては対象となる場合があります。

表 高額医療・高額介護合算制度の限度額

所得区分	合算対象	
	後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険か国民健康保険+介護保険(70歳~74歳の世帯)
現役並み所得者	212万円 ※課税所得が690万円以上	212万円 ※旧ただし書き所得が901万円超
	141万円 ※課税所得が380万円以上~690万円未満	141万円 ※旧ただし書き所得が600万円超~901万円以下
	67万円 ※課税所得が145万円以上~380万円未満	67万円 ※旧ただし書き所得が210万円超~600万円以下
一般	56万円	60万円 ※旧ただし書き所得が210万円以下
		34万円
住民税非課税世帯	低所得II	31万円
	低所得I	19万円

※「旧ただし書き所得」とは、令和元年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

国民年金保険料 納め忘れはありませんか



国民年金は、老後や万が一のときに大きな支えとなります。保険料の未納が続くと、老後に年金を受け取れなくなるばかりか、病气やけがで障がいが残ったときに受け取れる「障害年金」や死亡したときに配偶者や子が受け取れる「遺族年金」が受け取れないことがあります。保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。期限を守って、納めましょう。

※納付書が無い方は、青梅年金事務所へ再発行の依頼をしてください(口座振替、クレジットカード、銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア)
※ATMやインターネットバンキングによる電子納付が利用できません。
※市役所や年金事務所の窓口では、納められません。

国民年金保険料は「社会保険料控除」の対象です
ご自身の保険料のほか、家族(配偶者や子など)の国民年金保険料を納めた方は、ご自身の保険料と合わせ、支払った全額を控除の対象とすることができません。確定申告で、社会保険料控除の適用を受けるには「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」や「領収証書」などの納付した保険料額の証明が必要です。
※控除証明書は被保険者宛に送付されます。
※控除証明書の再発行は「ねんきん加入者ダイヤル」へ依頼してください。
※「ねんきんネット」を利用している方は、インターネットから再交付申請ができます。
▽問合せ 保険年金課年金係 青梅年金事務所(☎0428・30・3410)、ねんきん加入者ダイヤル(☎0570・003・004)